

○盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例

平成20年3月12日条例第3号

改正

平成20年9月5日条例第37号

平成25年2月28日条例第2号

盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例

盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第2条 政務活動費は、月の初日（盛岡市議会議員の任期満了の日の属する月にあつては、当該任期満了の日の翌日。以下「基準日」という。）に盛岡市議会議員の職にある者（以下「議員」という。）に交付する。ただし、市長に対し政務活動費の交付を辞退する旨を届け出た議員については、この限りでない。

（額及び交付の方法等）

第3条 政務活動費の額は、月額5万円とする。

2 政務活動費は、一会計年度の各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月の前月までの当該半期に属する月数分を交付する。

3 半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（当該日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の当該半期に属する月数分の政務活動費を速やかに交付する。

4 市長は、半期の途中において、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった者が生じたときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（当該日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の当該半期に属する月数分の政務活動費を当該者（当該者が死亡した場合は、その相続人）に返還させるものとする。

（使途基準）

第4条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるために必要な活動（次項及び第3項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 次に掲げる議員の活動は、政務活動に該当しないものとする。

- （1）法令の制限に抵触するおそれのある活動
- （2）選挙活動

- (3) 後援会活動
- (4) 政党活動
- (5) 私的活動

3 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書)

第5条 議員は、交付を受けた年度分の政務活動費の収入及び支出に係る報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に、当該収支報告書に領収書その他支出を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて議長に提出しなければならない。

2 年度の途中において議員でなくなった者（当該者が死亡した場合は、その相続人）は、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に、前項の収支報告書に領収書等の写しを添えて議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

4 議長は、第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を、提出された日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(領収書等の整理保管)

第6条 議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書等を議長に提出した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(議長の調査)

第7条 議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努め、収支報告書等が提出され、政務活動費の適正な運用のために必要があると認めるときは、当該運用に関し調査を行うことができる。

(政務活動費の返還)

第8条 市長は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において行った政務活動費の支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の返還を命ずるものとする。

(収支報告書等の閲覧)

第9条 何人も、別に定めるところにより議長に、第5条第4項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

2 議長は、前項の規定に基づく請求があったときは、盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）第7条に規定する不開示情報を除き、収支報告書等を閲覧に供するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成20年度分以降の政務調査費について適用する。
- 3 改正前の盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例第12条第1項又は第2項の規定により提出された政務調査費の収入及び支出に係る報告書並びに領収書等の写しは、改正後の条例第5条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書等とみなす。

附 則（平成20年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第2号）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の盛岡市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費